

南シナ海比中仲裁判断と 海洋における法の支配

中谷 和弘
Nakatani Kazuhiro

2016年7月12日の南シナ海比中仲裁判断は、海洋における法の支配にとって画期的な意義を有するものであった。同仲裁判断では、(2015年10月29日の管轄権・受理可能性の判断とあわせて)積極的に管轄権・受理可能性を是認したうえで本案判断に進み、南シナ海における一連の中国の野心的な言動を国際法上、違法・無効であると判断した。

同仲裁判断では、第1に、中国が主張する歴史的権利と九段線について、国連海洋法条約と両立しないそのような権利は同条約の発効によって消滅したとし、中国は九段線の内側の水域において資源に対する歴史的な権利を主張する法的根拠がないと判示した。第2に、同条約121条に言う「島」に該当するための基準として、「人々の安定的なコミュニティ」または「外部の経済に依存せず純粹に採取的でない経済活動」を維持できることを挙げ、南沙諸島における高潮時に水面上にある地形はすべて、排他的経済水域(EEZ)または大陸棚を有しない「岩」であって「島」ではないと判示した。第3に、南シナ海での中国の行動を次のように国際法違反であると判示した。①フィリピンによるEEZでの漁業を禁止し、またフィリピンの許可なしにミスターフ礁での構造物・人工島を建設したことで、フィリピンのEEZおよび大陸棚に関する主権的権利を侵害した。②フィリピン漁民によるスカボロー礁へのアクセスを禁止したことで、フィリピン漁民の伝統的な漁業権を侵害した。③大規模な埋め立ておよび人工島建設により、脆弱な生態系および絶滅危惧種の生息地の保全・保護を義務とする同条約192—194条に違反した。④フィリピン船舶がスカボロー礁に接近するのを阻止しようとしたことで、衝突の重大な危険を創出し、同条約94条および海上衝突予防国際規則条約(COLREG)に違反した。

同仲裁判断は、法的拘束力を有する(同条約附属書VII 11条)ため、同判断を履行しないと中国は国際法に違反することとなる。人工島建設の即時中止や九段線の撤回をはじめとする行動をとることが中国の国際法上の義務となっている。

一般に仲裁判断の既判力自体は「当該事案限り、当事国間限り」ではあるが、当事国間で仲裁判断の履行に関連して外交交渉するに際しても、判断の大枠を逸脱するものであってはならない。ましてや、海洋の有する普遍的な価値ゆえに、フィリピン・

中国以外の諸国（とりわけ日本のような南シナ海の主要な利用国）は純粋な第三者ではまったくなく、直接的な利害関係を有する国家として、仲裁判断の誠実な履行を求める正当な利益を有する。

2016年10月21日の比中共同声明（40項）では、「両国は、南シナ海における領土・管轄権紛争を、国連憲章及び国連海洋法条約を含む普遍的に承認された原則に合致して、直接に関係する主権国家間での協議・交渉による平和的手段を通じて解決することの重要性を確認する」とした。「直接に関係する主権国家間」という表現には単に第三国だけではなく台湾も排除しようという中国の意図があると思われるが、「国連憲章及び国連海洋法条約を含む普遍的に承認された原則」には当然、本仲裁判断が含まれていることを比中両国は認識しなければならない。「中国はフィリピンの権利と自由を尊重し、国連海洋法条約上の義務に従わなければならない」と仲裁判断の中で確認するようフィリピンは請求したが、仲裁判断では「悪意（bad faith）は推定されない」という国際法の基本原則を想起したうえで、そのような宣言は不要だとした。このような当事国の善意に依拠した仲裁判断がナイーブなものになってしまうか否かは、中国側の行動にかかっている。中国の善意／悪意は国際社会の監視下におかれているのである。

仲裁判断の履行を強制する制度的仕組みはないため、敗訴国に履行の意思がない場合には仲裁判断の不履行が不可避となってしまう（なお、国際司法裁判所〔ICJ〕判決に関しては、国連憲章94条2項が「安保理が判決執行のために勧告をし、又はとるべき措置を決定できる」旨を規定するが、常任理事国が敗訴国である場合にはおよそ同項の発動は期待できない）。領域関連の仲裁判断不履行の深刻な先例としては、チリとアルゼンチンの間で争われた1977年5月2日のビーグル海峡仲裁判断の不履行が挙げられる。実質的に敗訴したアルゼンチンは仲裁判断を不満として履行しなかった。履行を求めてチリがさらに国際司法裁判所への付託を提案したところ、アルゼンチンは「開戦原因になる」としてこれを拒否したうえ、1978年12月22日にチリの島への侵攻を開始した。危機に感じたローマ教皇パウロ2世が仲介を提案し、翌1979年1月9日に両国は仲介依頼を受諾した。仲介は長期間に及び、その間にフォークランド紛争もあったが、ようやく1984年11月29日に両国間で平和友好条約がバチカンにおいて署名され紛争は解決した。同条約では、仲裁判断とほぼ同内容での合意がなされたが、ここに至るまで莫大なコストが払われた。中国にはこのような轍を踏まぬよう求めたい。

2014年5月30日のアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）において安倍晋三首相が示した「海洋における法の支配3原則」（国家は、①自国の主張を国際法に基づいて明確に行なわなければならない、②自国の主張を通すために力や威圧を用いてはならない、③紛争を平和的手段によって解決するよう努力しなければならない）は、国際法上は当然のことを指摘したものだが、当然のことを守らず、海洋において「力による

現状変更」を進める国家が現存する以上、今日とりわけ重要な意義を有するものである。「国際社会における法の支配」を特に強調する必要がある分野がまさに海洋である。もし本仲裁判断の内容が無視されることになると、他の諸海域における「法の支配」にも悪影響が及ぶことが強く懸念される。

国際裁判との関係では、「法の支配」に従うとは、端的に言って敗訴したら国際判決に従うことである。日本は、国際司法裁判所「捕鯨事件」において実質的に敗訴したが、「国際社会の基礎である国際法秩序及び法の支配を重視する国家として、判決に従う」として判決内容を履行した。中国が責任ある国家として本仲裁判断を履行できるかどうか、ボールは中国側にある。他方、フィリピンには、2016年10月26日の日比共同声明（12項）で「南シナ海に関する仲裁判断に関して、両首脳は、武力による威嚇又は武力の行使に訴えることなく、国連海洋法条約、国連憲章その他の関連の国際条約に従った海洋紛争の平和的解決に向け、ルールに基づいたアプローチの重要性を認識した」ことを想起して、仲裁判断の実質的内容を骨抜きにしないよう行動することが求められる。2002年に東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国と中国の間で合意された南シナ海行動宣言（DOC）との関連で言えば、DOCは法的拘束力を有しないものの、南シナ海における中国の行動はDOCに違反している（例えば、米国軍艦の航行に異議を唱えることは航行の自由の尊重等を謳った3項に反し、また人工島を建設して居住環境を整えることは無人の島や岩礁等に居住する活動を控えること等を謳った5項に反している）。拘束力を有する南シナ海行動規範（COC）を今後作成するにあたっては、海洋における「法の支配」という観点から本仲裁判断を参考にして、その内容と齟齬しないよう留意することが求められる。

なかたに・かずひろ 東京大学教授